

令和4年度 訪問介護 指摘事項一覧

21事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	人員に関する基準	訪問介護員等について、常勤換算方法で2.5以上となっていることが確認できませんでした。このため訪問介護員等は、常勤換算方法で2.5人以上となるよう配置してください。	都条例第111号第5条第1項 都条例施行要領第3の1の1(1)①②	2
2	運営規程	運営規程に、訪問介護の内容や利用料その他の費用の額について、記載がありませんでした。運営についての重要事項に関する規程を定めて、運営規程に記載してください。	都条例第111号第9条第1項4号 都条例施行要領第3の1の3(4)②③	1
3	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第11条第4項 都条例施行要領第3の1の3(6)④	7
4	会計の区分 利用料の受領	利用料等の領収書について、保険給付に係る費用とその他の費用を合算して記載している事例がありました。訪問介護事業の会計とその他の事業の会計を、区分しなければなりません。このため領収書についても、保険給付に係る費用とその他の費用を分けて記載してください。	都条例第111号第24条第2項 都条例施行要領第3の1の3(17)② 都条例第111号第40条 都条例施行要領第3の1の3(32)	1
5	サービス提供の記録	利用者に対して提供したサービス提供記録を確認できない時期がある事例がありました。記録を整備し、完結の日から二年間保管してください。	都条例第111号第23条第1項 都条例施行要領第3の1の3(16)①②	1
6	アセスメント	利用者の状態変化やサービス提供時間の変更がありましたがアセスメントが行われておらず、訪問介護計画等も変更されていない事例がありました。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、これに基づき、援助の方向性やサービスの具体的内容等を明らかにしてください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)①	1
		アセスメントが初回を含め、行われていない事例がありました。初回の訪問介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)①	4
7	計画の作成	訪問介護計画について、作成されていない事例・具体的目標の無い事例・居宅サービス計画の内容に沿っていない事例がありました。利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成してください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)①②	3
		訪問介護計画は作成されていたが、作成日・交付日・同意の署名が無い場合、利用者に説明し、同意を得ているのか、交付しているのかを確認することができない事例がありました。訪問介護計画はその内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得てください。また、遅滞なく訪問介護計画を、当該利用者へ交付してください。	都条例第111号第28条第2項、第3項 都条例施行要領第3の1の3(20)③④	1
8	評価説明	計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録や、その実施状況や評価について、利用者又は家族への説明を行ったことが確認できない事例がありました。サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うとともに、その実施状況や評価について、利用者又は家族へ説明を行ってください。	都条例第111号第28条第4項 都条例施行要領第3の1の3(20)③⑤	5
9	秘密保持等	一部の従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。退職後も含め、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第34条第2項 都条例施行要領第3の1の3(25)①②	6
		サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いているにも関わらず、家族の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報を使用する場合には、使用の同意を得てください。	都条例第111号第34条第3項 都条例施行要領第3の1の3(25)③	3

10	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	4
11	変更届	を理者を変更していたにも関わらず、その届出がされていませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都へ届け出てください。	介護保険法第75条第1項 介護保険法施行規則第114条第1項第6号	1
12	給付費の算定 (緊急時訪問介護 加算)	居宅サービス計画に位置付けられた通常のサービス提供日に、二人目の訪問介護員を呼んだことについて緊急時訪問介護加算を計上している事例がありました。この加算は居宅サービス計画に位置付けられていない時間帯に、緊急で訪問介護を行った場合の加算となります。このため正しい算定となるように介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1のイの注14 老企第36号第2の2(18)	1
13	給付費の算定 (初回加算)	サービス提供責任者が訪問介護又は同行していないにもかかわらず、初回加算を算定している事例がありました。適切な算定となるように介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1の二 老企第36号第2の2(19)	1
		新規に訪問介護計画を作成していない事例がありました。適切な算定となるように介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1の二 老企第36号第2の2(19)	1
14	介護給付費の算定	訪問介護費の算定について、家族介護者支援ホームヘルプサービスと、重複して請求している事例がありました。適切な算定となるように介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1のイ(3)	1
		実際には行われていない訪問介護のサービス提供について算定している事例がありました。適切な算定となるように介護給付及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	老企第36号第2の2(4)①	1
		介護給付費の算定について、サービス提供した内容や回数と、異なる算定で請求されていた事例がありました。適切な算定となるように介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	老企第36号第2の2(4)①	3
		前回の訪問介護からおおむね二時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算したうえで所定単位数を算定することとされていますが、所要時間を合算せず、それぞれ訪問介護費の算定を行っている事例がありました。2時間未満の間隔で行われた指定訪問介護について所要時間を合算した上で介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	老企第36号第2の2(4)④	1